



町田市  
ホームページ

発行▶町田市 編集▶政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
市役所の代表電話▶042-722-3111  
市役所の窓口受付時間▶午前8時30分～午後5時  
ホームページ▶<http://www.city.machida.tokyo.jp/>  
(記載がない場合の市外局番は(042)です)

今号の紙面から

● 4面 「文化芸術のまちだアンパサダー」に「けいたろう」さんを任命しました

● 4面 5月1日から「町田市住まいの防犯対策補助金」の申請を受け付けます

## 自転車の交通ルール、守っていますか？

### 4月1日から自転車にも「青切符(交通反則通告制度)」が導入されました

自転車の交通違反に対し、反則金の納付を求める「青切符(交通反則通告制度)」が4月1日からスタートしました。この制度が導入された背景には、後を絶たない自転車事故の現状と、一部の自転車利用者による交通ルールの違反があります。改めて「自転車安全利用五則」を始めとする交通ルールを正しく理解し、自転車の安全な利用に努めましょう。

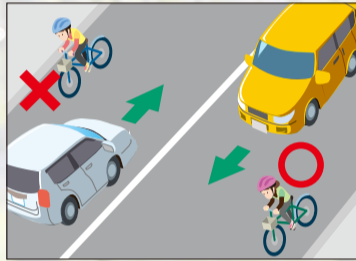
問 市民生活安全課 ☎724-4003、指導取り締まりに関すること = 町田警察署交通課交通総務係 ☎722-0110



### 自転車安全利用五則

必ず知っておきたい  
5つの基本ルール

#### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



車道と歩道が分かれている道路では、原則、車道の左側を通行しましょう。例外的に、「自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、車道を通行すると事故の危険がある場合」「13歳未満の方、70歳以上の方」などは、歩道を通行できます。ただし、歩道では歩行者を優先して、車道寄りをゆっくり走りましょう。



#### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は車の仲間です。「止まれ」の標識がある場所は、停止線でいったん止まって左右の安全を確認してから通行しましょう。



#### 3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯することで、周囲に自分の存在を知らせることができます。早めに点灯しましょう。



#### 4 飲酒運転は禁止

自動車と同じく、お酒を飲んだら絶対に自転車に乗ってはいけません。



#### 5 ヘルメットを着用

事故による被害を軽減させるために、大人も子どももヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。



今も未来も大切に  
町田市のSDGs



2面で「青切符」の対象となる違反の例などをご紹介します